



農業者の皆さんへ

## 農業用軽油免税証の交付申請を受け付けます

▶ 問い合わせ  
大田原県税事務所  
☎0287(23)4172

### ▶ 交付日程

とき(1月)	受付時間	ところ	対象地区
15日(水)	午前9時30分 ～11時30分  午後1時～3時	☎201・202 会議室	塩原・箒根
16日(木)			狩野 <sup>*1</sup>
17日(金)			西那須野 <sup>*2</sup>
20日(月)			黒磯
21日(火)			鍋掛
22日(水)			東那須野
23日(木)			高林

### ○ 注意事項

- ・新規申請、使用者証を紛失した人、耕作面積変更などで交付数量の変更を希望する人は、**事前に農業委員会で耕作証明書の交付を受けて持参してください**(更新時の耕作証明書の添付は不要です)。
- ・受委託契約により交付を受けている人は書類を忘れずに持参してください。
- ・対象地区以外の日でも交付可能ですが、混雑を避けるため、可能な限り指定日に来てください。
- ・軽油免税証の交付を2年以上申請していない人は新規扱いとなります。

※1 「狩野」地区は、東町、井口、石林、上赤田、北赤田、五軒町、新南、関根、高柳、太夫塚、槻沢、西赤田、西遅沢、西栄町、西富山、西原町、西三島、西大和、東赤田、東遅沢、東関根、東三島、三島、南赤田、南郷屋、睦を指します。

※2 「西那須野」地区は、あたご町、一区町、二区町、三区町、四区町、扇町、千本松、北二つ室、下永田、永田町、西朝日町、西幸町、二つ室、緑、南町を指します。

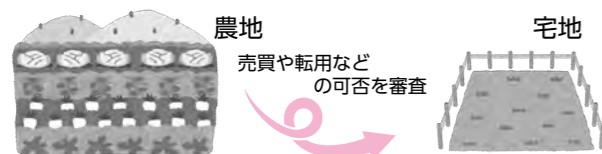
### ▶ 手続きに必要なもの

申請区分	使用者証	印かん	報告書	納品書	耕作証明書	交付手数料
使用者証	継続	○	○	○	面積に変更がある場合	—
	更新					420円
	紛失					—
新規	—	—	—	—	○	—



## 農業委員と農地利用最適化推進委員を募集

▶ 問い合わせ  
農業委員会事務局 ☎0287(62)7186



法に基づき農地の売買、賃貸借、転用などを公正に審査する農業者の代表機関「農業委員会」。現在の農業委員、農地利用最適化推進委員が令和2年7月に任期満了を迎えるため、新たな委員を募集します。応募方法は、個人からの推薦、団体からの推薦、公募の3種類です。詳しくは、市ホームページを確認してください。

### 農業委員の役割

- 総会での農地の権利移動や転用に関する許認可
- 農地利用の最適化の推進
- 人・農地プランにおける地域のコーディネーター役など

### 農地利用最適化推進委員の役割

- 担当区域での農地利用最適化の現場活動
  - ・担い手への農地の集積・集約化
  - ・遊休農地の発生防止・解消
- 人・農地プランにおける地域のコーディネーター役など

- ▶ **募集期間** 2月4日(水)～3月2日(月)
- ▶ **任期** 令和2年7月20日～令和5年7月19日
- ▶ **定数** 農業委員：20人  
農地利用最適化推進委員：44人

- ▶ **報酬** 農業委員：月額41,000円  
農地利用最適化推進委員：月額30,000円
- ※その他、旅費などの弁償や活動実績給などがあります。

- ▶ **推薦される者・応募者の資格**  
農業に関する識見があり、農業委員会に関する職務を適切に行うことができる人
- ※その他にも要件があるので確認してください。

- ▶ **その他** 推薦・応募の状況は市ホームページなどで受付期間の中間と終了後に公表します



市民意見募集 ～パブリックコメント～

## 計画・条例に対する皆さんの意見を募集します

### ① まち・ひと・しごと創生総合戦略



人口減少、少子高齢化などに歯止めをかけ、活力ある地域社会を維持していくために、市が行う施策の方向性を総合的にまとめた計画です。平成27年に策定した本戦略の計画期間(5年間)が、今年度末をもって終了することから、改定を行うものです。

- ▶ **募集期間** 12月27日(金)～1月26日(日)
- ▶ **閲覧場所** ☎企画政策課、☎総務税務課、☎総務福祉課、箒根出張所
- ▶ **問い合わせ** ☎企画政策課  
☎0287(62)7106 FAX0287(62)7220  
✉ kikakuseisaku@city.nasushiobara.lg.jp

### ② 太陽光発電事業と地域との調和に関する条例



太陽光発電事業と地域との調和を図り、災害の防止や自然環境・生活環境・景観の保全を目的として、太陽光発電設備を設置する際の手続きなどについて定める条例です。

- ▶ **募集期限** 1月8日(水)まで ▶ **閲覧場所** ☎環境課
- ▶ **問い合わせ** ☎環境課  
☎0287(62)7193 FAX0287(62)7202  
✉ kankyou@city.nasushiobara.lg.jp

### 共通事項



#### 【意見を提出できる人】

市民、市内勤務・通学者、市内に事務所・事業所を持つ個人や法人、本件に利害関係を有する個人・法人・その他の団体



#### 【提出方法】

意見書の様式(閲覧場所か市ホームページから取得)に氏名、住所、意見を記入し、各問い合わせ先に持参、郵送、FAX、メールのいずれかの方法で提出

- ※氏名と住所の記入が必要で、電話での受け付けはできません。
- ※個人情報(目的以外には使用せず、公表しません。また、提出された書面の返却はできません。
- ※各計画・条例の詳細は市ホームページを参照してください。募集期間の初日に更新予定です。
- ※問い合わせ(提出先)の住所の表示について ☎本庁舎 ☎325-8501 共墾社108-2



#### 【意見の公表】

提出された意見の内容や市の考え方を取りまとめ、窓口や市ホームページで公表します。なお、本件に直接関係がない意見には市の考え方は示しません